

旅客営業規則新旧対照表

改正前	改正後
（危険品等の持ち込み禁止） 第 1 1 7 条 旅客は、次の各号の 1 に該当する物品を車内に持ち込むことはできない。 （1）「別表第 5」に掲げる危険品又は火災発生のおそれがあるもの。及び他の旅客に対し危害を及ぼすおそれがあるもの。 （2）刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。） （3）暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。） （4）臭気、不潔等により迷惑を及ぼすおそれのあるもの。 （5）死体。 （6）動物（前条第 3 項で定める小動物及び同第 4 項で定める身体障害者補助犬及び盲導犬は除く。） （7）車両を破損するおそれのあるもの。 （注）別表第 5 に定める適用除外の物品及び第 2 号及び第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。 第 1 1 8 条 （略） （新設）	（危険品等の持ち込み禁止） 第 1 1 7 条 旅客は、次の各号の 1 に該当する物品を車内に持ち込むことはできない。 （1）「別表第 5」に掲げる危険品又は火災発生のおそれがあるもの。及び他の旅客に対し危害を及ぼすおそれがあるもの。 （2）刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。） （3）暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう措置することとする。） （4）臭気、不潔等により迷惑を及ぼすおそれのあるもの。 （5）死体。 （6）動物（前条第 3 項で定める小動物及び同第 4 項で定める身体障害者補助犬及び盲導犬は除く。） （7）車両を破損するおそれのあるもの。 第 1 1 8 条 （略） 第 1 1 8 条の 2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。 （注）揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。